

東京農工大学長期履修要項

(平成 30 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この要項は、東京農工大学長期履修規程(以下「規程」という。)第 9 条に基づき東京農工大学学則(以下「学則」という。)第 54 条に規定する標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修する長期履修(以下「長期履修」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(長期履修期間の単位)

第 2 条 長期履修を認められた者のうち、学則第 17 条第 1 項の規定する時期に入学した者(以下「4 月入学者」という。)にあっては、学則第 14 条に規定する学年を単位とし、学則第 17 条第 2 項に規定する時期に入学した者(以下「10 月入学者」という。)にあっては、10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日までを単位とする。

(申請時期)

第 3 条 規程第 6 条第 1 項に規定する長期履修の申請は、次の各号に規定する時期に行わなければならない。

(1) 新たに本学に入学する者 入学手続時

(2) 博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程等に進学する者(茨城大学大学院又は宇都宮大学大学院の博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き連合農学研究科に進学する者を含む。) 進学手続時

(3) 在学生(前号に規定する者を除く。以下この項において同じ。)のうち、4 月入学者 長期履修の開始を希望する年度(以下「希望年度」という。)の前年度の 3 月末日までの大学が別に定める期間

(4) 在学生のうち、10 月入学者 希望年度の 9 月末日までの大学が別に定める期間

2 規程第 6 条第 2 項に規定する短縮の申請は、次の各号に規定する時期に行わなければならない。

(1) 在学生のうち、4 月入学者 長期履修が短縮となり長期履修を終了する年度(以下「短縮年度」という。)の前年度の 3 月末日までの大学が別に定める期間

(2) 在学生のうち、10 月入学者 短縮年度の 9 月末日までの大学が別に定める期間

3 規程第 6 条第 3 項に規定する取りやめの申請は、次の各号に規定する時期に行わなければならない。

(1) 在学生のうち、4 月入学者 長期履修の適用が取りやめとなり通常の履修となる年度(以下「取りやめ年度」という。)の前年度の 3 月末日までの大学が別に定める期間

(2) 在学生のうち、10月入学者 取りやめ年度の9月末日までの大学が別に定める期間

(許可の回数)

第4条 長期履修の申請及び取りやめの申請に基づく許可は、在学中(合格から入学までの期間を含む。)にそれぞれ1回に限り認めるものとする。

2 短縮の申請に基づく許可の回数は、別に定める。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、学府及び連合農学研究科において別に定める。

附則(平成30年4月1日)

この要項は、平成30年4月1日から施行する。